

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第16回 議事・要旨

2014年9月1日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員12名】池田、亥野、小竹、小堀、小松、中村、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ1名】山崎

【ファシリテーター】森山奈美

【アドバイザー】神谷浩夫

【事務局5名】金場、栗山、舟崎、中谷、北

【欠席】大島、大森、絹川、新美

◇今回の会議で決定したこと

- ・今後の議題参照

◇振り返りシートのご意見(●は後日意見)

【第15回会議全体について】

- ・一つ一つの条文の検討より、章ごとの検討をまとめて行う進め方が検討しやすく良かった。意見が多く出て進んだ。(複数)
- ・おおむね条文が決まったと感じた。
- ・林さんの文書が改善すべき事項が明確になり意見が言いやすい。検討案の進捗に大きく貢献。(複数)
- ・時間が少なくなってきたが、会議の内容がかなり煮詰まってきた。なかなか言葉にして表現することは難しいが、ワーキングの人たちに頑張ってもらいたい。
- ・スケジュールの関係で少しやっつけになっていると思う事があるが、皆さん真剣にやっていると思う。
- ・少しでも地域づくりに役立てて欲しい。
- ・時間が短かった。あと1回でできるのか。
- ・スケジュールが間に合わないなら週1度会議が良い。
- ・今後も広く見直すことで割り切りとスピードを考慮して進めたい。
- ・章ごとに分けて議論したことで条例の検討が進んだ。

【前文についての意見】

- ・「その居館を置いて」の「居」は不要
- ・村井さんの検討資料があり、とても参考になった。前文が具体的に良い。あとは少し不要な部分を削除するだけで良い。
- ・村井さんの前文に「獅子舞」がないのが残念だった。

- ・「野々市じょんから節」だけではない。「市内に進学学校が多い」とあるがどこか。あまり柔らかい表現はどうかと思う。
- ・歴史、若者が多い、学生のまち(若さの特徴)など取り入れて欲しい。住み良い町ということは、そこに住む人々が幸せだと実感できる内容にしたい。
- ・第2案の前文がわかりやすく良い。これをベースにまとめてもらえたら良いと思う。

【条例案についての意見】

- ・情報の公開や共有について、目的はまちづくりの活性化なので活用をもっと条例分に入れた方が良い。
- ・最終的には事務局とWGに任せてもらわなければ作れないのでは。委員の意見は充分お聞きしたので大丈夫だと思う。
- ・地域活動、市民活動は条例で一括化して、読みづらい表現を改めると良い。
- ・第5章に議会が登場する必要がある。

【その他の意見・要望・質問】

- ・議会との話し合いが必要ではないか。
- ・法規事務との協議はそろそろ必要ではないか。
- ・パブリックコメントに対する回答は誰がどのように行うのか。

◇議事・記録

1. 開会

2. 会議の振り返り

■第15回会議の振り返り

※配布した今後の議論は第2案時点のものなので注意

- ・市政とまちづくりの言葉の整理はされた。
- ・地域活動と市民活動の言葉の整理はされた。
- ・自発的な活動を後押しできる内容にしていくという意見が出た。
- ・条例と指針、市民憲章の位置関係は整理された。
- ・主語に着目してというのも前回議論した。
- ・協働の意味は協働指針から定義として使う。
- ・基本理念の中身を充実した方がいいのではないか

いう意見が出ている。

- ・役割と責務はシンプルにという意見で結論がでた。
- ・第13条の人材育成について、子供の育成と大人の育成に分けると良いのではないか。
- ・議題の10番、11番は条文案に入れない事で合意。
- ・前文はまだ結論が出ていない。
- ・13番は行政の説明責任がある。
- ・取り組みの公表を何年毎に行うか結論は出ていない。
- ・14番と15番では、市長の任期を考慮して3年以内に、条例自体の見直しは4年以内が良いのではないかということが出された。
- ・パブリックコメントの募集に関しては、意見の募集という形にしてはどうかという意見が出された。
- ・まちづくりの「主体」という言葉を「担い手」に変えてはどうかという意見が出た。
- ・議会や議員がまちづくりに積極的に関わっていくという表現にしてはどうかという意見が出た。
- ・情報公開に関する総合的な施策については、第4章のタイトルを変更する意見が出ています。
- ・条文第2案の第7条、第9条に「市民の意見」と「市民の意向」という二つの言葉が使われているがどう違うのかという意見があった。
- ・まちづくりの主体として市政に関心を持つという表現方法についての意見があった。
- ・まちづくりの発展または成熟の状況についての表現方法がよくわからないという意見があった。
- ・第9条の行政の役割と責務について、「社会状況に応じて政策などを作り実行する」ことを、「市長の命を受け政策などを作り職務を遂行する」という表現に変えてはどうかという意見が出た。
- ・第14、15、16条をひとくくり表現してはどうかという意見があった。
- ・第18条の市政の参加と、第19条のパブリックコメントに議会は登場しないのかという意見が出た。
- ・他の条例規則との位置関係、20番から26番の議題は、提案として出ただけで結論が出ていない。
- ・協働を考慮した第5章の話し合いの場と決め方について、現時点では市民の声を拾い上げるだけだという意見が出ているが、協働という言葉には計画だけでなく行動も重要だということで、もう少しタイトルを決めて内容を充実させてはどうかという意見が

出ている。

- ・28番の、議会の仕組みを受けて話し合いのプロセスをふむという意見が出た。

■今後の議題の表の確認

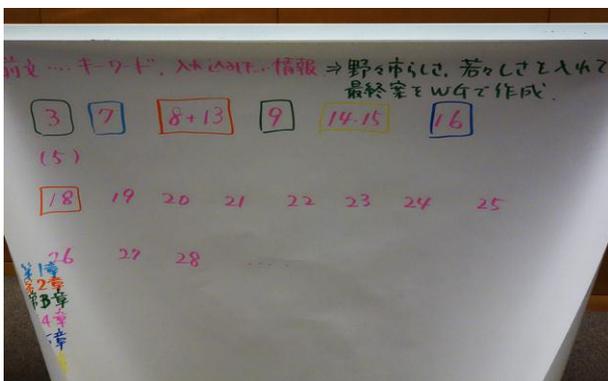
グループで話し合っただけで出した意見を結論とするかどうかをこの場で決めた。

- ・議題の1番の市政とまちづくりの違いは結論が出た。
- ・まちづくりが大きなくくりで、その一部に市政があるという位置づけ。
- ・地域活動と市民活動の言葉の整理はOK。
- ・条文案第2案では第10条、11条だが、現在第9条と10条になっている国や県や他の地方公共団体との連携、国際社会については書かない。
- ・市民憲章、基本条例、協働指針の位置関係はOK。
- ・3番の議題の結論はまだ。条文案で第3章のタイトルを「市民による自発的なまちづくり」とタイトルを変えただけ。この中には、第9、10、11条のことしか書いていないので要確認。
- ・5番の主語に着目して条文を整理することについても最終確認が必要。
- ・6番の協働の意味は結論が出た。
- ・7番は第4条の基本理念の中身について。野々市市におけるまちづくりは、市民、議会及び行政それぞれの役割と責務に基づき、協力、連携をしながら、協働により推進し、幸せを実感できる地域社会を実現することを基本理念とする。中身は、第3案に書いてある意見で良いかどうかは持ち越し。
- ・第9条、行政の役割と責務、現在の第8条についてシンプルにした。第4項、5項は削除になっていた。職員は協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行いますという文章になっているが、新しい意見が出たので結論はまだ出ていない。
- ・第13条の人材育成は、第11条になっているが、林さんの新たな意見が出ている。
- ・前文についても結論はまだ出ていない。
- ・第9条の4、第8条は変わっている。行政の説明責任について、職員ではなく行政はということで、第8条の3項に述べた。
- ・第8条は全体を見直さなければならないので確認。
- ・取り組みの公表が何年かについては、今回の第3案

の条文案では毎年公表。条例の検証と見直しは4年を超えない期間毎に行いますとありますが、数字は入れてもらっているのですが、これで良いかどうか。第18条ですね。費用対効果を考えてみましょう。
→毎年自然発生的に出るものではなく、指標のための仕事になってはいけない。

- ・パブリックコメントという言葉ではなく意見の募集となった。多様な方法で意見を集めてほしいということに対して、重要な事項の決定に対しては市民に広く意見を求めるとある。第1条のまちづくりの担い手であるということで修正。
- ・18番の第6条が、この意見をもとに変えられているが確認。
- ・第4章のまちづくりのための情報共有というタイトルに変更になっている。14条から16条だったものなので、12条からのものを、12条と13条にまとめた。情報を公開すること、情報収集及び活用することなので確認。
- ・20番からは結論がまだ出ていなくて、協働を考慮した第5章の話し合いの場と決め方について、タイトルは変えたらどうかということで、タイトルは「話し合いの場と決め方」そのまま。林さんからは市政への参画というタイトルにしてはどうかという提案があるので引き続き議論。
- ・議題の6、10、11番も結論が出た。
- ・残りは3、5、7、8、9、12、13。8と13番は統合。14、15番も統合。

3. 挙げられた議題に対する議論と全体討議



■前文について

- ・前文は、ワーキンググループからの提案が3つ、村井さんと水野さんが条文案に加筆したもの、林さんからの案で全5案。
- ・キーワードをもとにするか、消去法にするかにしないと、どちらの案が良いかを判断するのは難しい。どういうフレーズが重要か、要点を絞ると選びやすいのではないかと。外したくない言い回しは何か。
→今までに出てきた重要なキーワードは、野々市らしさ、若々しさ、歴史です。野々市らしさが出ているか確認できればワーキンググループに判断を頼んでも良い。
- ・前文に関して重要だという意見があれば、意見書を出し、最終の1案をワーキンググループで作る。今回は前文についての議論はしない。

【林案】

先人から役割と責務を果たすとあるが、これは条文案2と3を融合して、まちづくりの担い手である市民、議会、行政は特に力を合わせて協働するというオリジナリティを加え、野々市市の愛と和の市民憲章を入れた。後半部分は、「豊かで住み良い野々市市を実現し、みんな（女性、障がい者、高齢者、子供）が幸せを実感するために、この条例を制定します」としたこれを入れることで、野々市らしさが出ると思う。前文は全体的に長い。若さは入れた方が良い。

【村井案】

以前の会議で、若いグループになって議論したときに、内容的に難しいと感じたので、難しい言葉を使わないで軽い感じにした。

→のっティは面白い。「少ないけど特産品がある」の「少ないけど」が不要。

■条文案第3案について

各自配布された条文案を確認した上で、今回結論を出したい議題を書く。

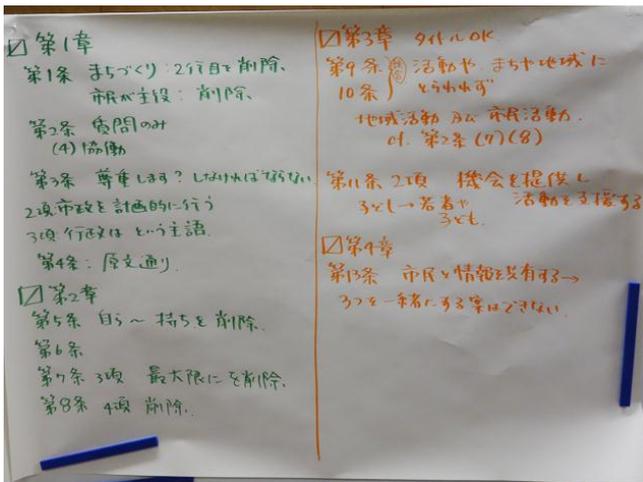
- ・第1章は完成に近づいている。
- ・残っているのは、議題の3、7、5だけは最終確認、8と13が統合、9、12は今日はやらない、14と15が統合、16、17は決まり、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、

28とプラスαが出て来る予定です。章でいうとバラバラなので、第1章、2章、3、4章、5、6章でそれぞれのグループで検討。

- 自分の担当している番号の中で、林さんの意見を書いている条項が先に出ていたら、それを踏まえて意見を出す。

- 第2項の計画は総合計画のことかと思ったが、第2項は市政を計画的に行うという表現に改めた方がよいのではないかと。
- 第3項は、予算を組むとあるが、主語に「行政は」を入れないと見にくい。
- 第4条の基本理念はまとまっていたので原文通り。

■各グループの議論・意見の発表



第1章【総則】

- 第1条は、まちづくりという言葉が3回出るので、2行目にある「まちづくりの」を削除。
- 3行目の「市民が主役の」を削除。これは当たり前なこと、上の方に、市民、議会、および行政の役割と責務について表記しているので、あえて書く必要はない。
- 第2条の定義について、議論はまだ途中だが、結果的には原文通りだが、質疑があるという注釈付き。市民の定義について、以前出た議会の話の中で、議会は地方自治法に基づいて行っている、通学や通勤する人などの定義がはみだす部分があるので、その部分は議会との調整を要するという。
- (4)の協働についてですが、責任の分担という書き方になっているが、他は全部、責務という書き方になっている。この使い分けを説明してほしい。
- 関連として、第17条に、「市民が主役の」という言葉があるのでそれも削除。
- 第3条の条例の位置づけは第1項は原文通り。普通は「尊重すべき」などの言葉になると思うが、あえて「尊重します」という言葉なのは思いがあるのか。

第2章【まちづくりの担い手の役割と責務】

- 第5条の市民の役割と責務第2項「自らの発言と行動に責任を持ち」は堅くて難しいので削除。
 - 第2項、3項は原文通り、第6条の議会の役割と責務も原文通り。地方自治法との関連でいうと、市民と相容れないことがあると思うので、議会の思いを聞きたい。
 - 第7条の市長の役割と責務の3項「最大限に」は、押しつけなくても良いと思うので削除。
 - 第8条の行政の役割と責務については、行政の話は出ていて、最後に職員の話が出ていた。
 - 第4項は全文削除。行政の責務の話になるが、説明責任は行政にしかないと思います。
- 説明責任は行政にしかないということはなく、説明責任はどなたにもある。特に、まちづくりに関わる活動をしているNPOなどは、市民であったとしても、市民に対する説明責任が発生。

第3章【市民による自発的なまちづくり】

- 「市民による」という言葉を付け加えてはどうか。
 - 第9条と10条に、地域活動と市民活動があり、第9条の条文に「市民は地域における自発的な生活の維持及び向上・・・」とあるが、「市民は地域に置ける良好な生活の維持、向上のため、町内会、その他これに類する活動や、まちや地域にとらわれず考えを同じくする市民活動を行う団体」などにして、市民活動やそれに類する活動を町内会と一緒にしたかった。
- 第9条、10条を統合。10条を削除、9条の中身を加える。人材育成についての第11条の1項は、「市民、議会および行政は」と、若者や子供の議論になっていたが、1項は全体的な話としてはこのままで、2項には、次世代のまちづくりの担い手である若者や子供などの具体的な内容をいれる。
- 2項「学び」は、市民、議会、行政という主語で、

「まちづくりに参加する機会を提供」が分かりづらいので、若者と子供はそこにいれる。

- ・最後の行に、「まちづくりに参加する機会を提供し、活動を支援する」というようにしてはどうか。

第4章【まちづくりのための情報共有】

- ・12条の1項については、市の持つ情報には出せない情報もあるが、まちづくりに関することについて基本的に積極的に公開することは積極的に残したい。
- ・2項は、市民自らも情報を収集して発信すること。
- ・第4章のタイトルはまちづくりのための情報共有とはなっているが、収集についての記述が弱く感じる。行政は市民に情報提供して共有するだけでなく、市民が情報を活用しやすいよう仕組みを整えるように変えたい。

- ・第13条は情報の収集および活用で、個人情報の保護もあった方がいいが、「情報の公開と収集」というタイトルでそれぞれ並べる方法もあり、この3つを統合するというところまでは結論が出なかった。

第12、13、14条を別のままにすると良いということ。情報の共有を活用まで見込んだ仕組み。

- 第12条の2項の収集を削除すれば公開になるのは。第13条の1項は同じことを何回も言っている。
- 例えば、第12条の2項を、「市民は、自らの行っているまちづくりを発信するよう努めます」という書き方。行政だけに情報の公開を求めるのではなく、市民も積極的に公開するというのを第12条に定めて、第13条でお互いに情報収集と情報共有を行うことを定めてはどうか。無理に1文にまとめなくても良いのでは。

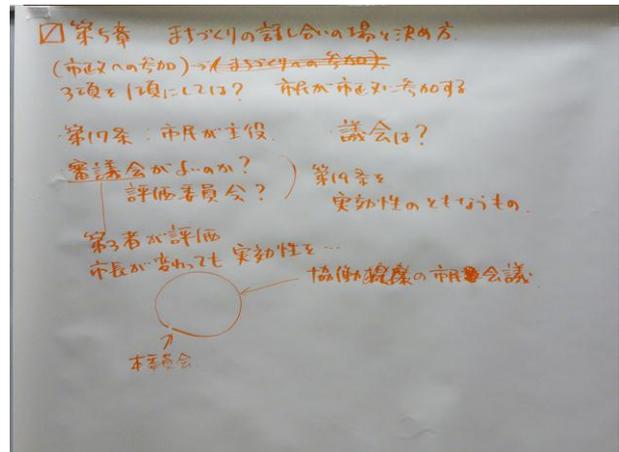
第5章【話し合いの場と決め方】

- ・市政への参画もあるので、タイトルを「まちづくりの話し合いの場と決め方」にした。
- ・第5章は、「市民は積極的に市政に参加する」という第3項が主要な部分なので、第3項を最初に持ってきて、それを取り巻く環境としての第5条「行政は市政に関して～行う」という項目はあとに来て良いのでは。

- 題名を「市政への参画」にしてはどうかと提案が出された。その中に議会が登場しないのは気になる。

あえてふれないのも手段。

- 決め方は決めたい。条例を作る手順にしても、この委員会は選挙で選ばれたわけではないのに条例について議論していますが、市に提案してその後議会が議決をするという流れにのっとっている。審議会の部分は、ここで言う委任に入れると良い。



第6章【見直し・委任事項】

- ・林さんの言われていた第17条の「市民が主役の」は不要。
- ・第19条の審議会と、条例の憲章見直しが第20条にあったが、審議会をどんな形かにして、まちづくり基本条例は野々市では上の方の位置づけになるので、審議会も必要なのではないかと。評価委員会などもあるが、振り返りをしたいので、審議会以外のものであれば良い。条例の位置づけが上の方にくるのであれば、審議会にせざるを得ないかなというのを考えたい。

- 実際、行政評価の公表を行って、全部の事務事業を評価しているので、その一環としてとらえると評価できるのではないかと意見が出た。

- ・条例策定委員会でせっかく集まって議論しているので、活かせるものは活かしたい。自分達が責任をもちたいという意味。

- 審議会の形をとることで第3者が評価する仕組みが出来る。市長はいつでも変わる可能性がある。市長に判断を委託するのは危険。せっかくつくったものが、市長の一存で全て変わってしまうことがありうるならば、リスクは持たない方が良い。

- ・条例より先に指針を考えられた方がいますが、条例ができたときに、結果的に上下関係について面白く

ない。審議会要素を設けて、そこに参画していただけるようなメンバーリストを作って、そこから色々と考えていただければ良い。

■全体議論

【地域活動と市民活動について】

- ・地域活動と市民活動の言葉の意味は変わってなくて、第2条でそれぞれの活動の中身は定義してある。それを条文として統合するかどうか。言葉の定義としては結論の出た通りで、それが第2条に反映されている。
- 含む・含まれるという話をするならば、地域活動は小さく、市民活動は大きい。地域活動の中で行っているものが市民活動に含まれるものもあるかも。
- 市民活動と地域活動の2つがあるのはよく理解している。それを統合させる方法もあると思っただけで、両方の定義を否定する気はない。統合させてわかりにくくなるのならば統合しない方が良い。
- ・9条、10条をまとめた文章を見て、意味が通じないのであれば再検討。
- ・まちづくりに積極的に参加するように努めますとしか定められていない。
- ・第9条と10条が全く同じ内容のことを言っていて、団体と市民という言葉が出て来たただけなので、うまく条文で整理できないかなと思いました。
- ・最初にワーキンググループから出た条文案には、議題の7、8番は入っていない。両方並行しているということで、削除するべきならば定義をはずすべき。以前の条文案から進化したものが、削除されずにその項目だけ残っていて、それを評価されるのはおかしい。
- ・定義のところで(7)、(8)を追加。ここで定義したということは、色々修飾語をつけるよりも、地域活動および、市民活動として第2条に任せられる。定義した言葉は使えるので、地域活動および市民活動と一つにまとめることも可能。

■今後のスケジュール

- ・条例案の公表があるが、次回に完成した条例案を市長に提案してからパブリックコメントにかける。法規担当と調整をしたもので出す。パブリックコメン

トを実施するのはあくまでも市。提案という行為が行われないと実施ができない。まずは市長へ提案を経てパブリックコメントを実施し、出て来た意見を市と委員会とで考えて最終案にする。

- ・協働をどう考えるか。策定委員会の中に事務局は市として入っているのか。ワーキンググループと一緒に条文案を作っているという共同作業を行っている中で、もう一度市に出すという行為が必要かどうか疑問。必要ならば、委員会から市長に提案したもので市がパブリックコメントをかける形で進める。
- ・協働で策定委員会をやっているというスタンスで、市と委員会で案作りがどういう性格なものかは今後出て来る話。市民で議論したものを市で受取って、それを他の市民にも聞いた上で、意見を徴収して決め、最終的には議会で議決ということが、決め方のルールであれば、そのような流れであることをここで担保できるようにしておくべき。議会が出てこないとおかしいと思います。意見を聞いただけではよくない。

5. 閉会

■藤田会長より

スケジュールが迫っているが、皆さんの知恵を借りて形にしたい。作れるまでやってもいいと思いますが、皆さんの熱意があることを確認しながら進めたい。